



議会日誌 (5月2日～7月31日まで)

議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第3回定例会は、9月1日(火)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



- 5月●
 - 7日 議会運営委員会、全員協議会
 - 14日 第2回臨時議会
 - 議会運営委員会
 - 文教厚生委員会
 - 25日 茨城県市議会議長会定例会
 - 26日 霞台厚生施設組合議会議員勉強会
 - 26日 県南市議会議長会定例会
 - 議会運営委員会、全員協議会
 - 27日 関東市議会議長会定期総会
 - 28日 市長村長・市町村議会議長会議
 - 29日 霞台厚生施設組合議会臨時会
- 6月●
 - 1日 湖北環境衛生組合議会臨時会
 - 2日～18日 平成27年第2回定例会
 - 2日 議会運営委員会、全員協議会
 - 8日 議会運営委員会、全員協議会
 - 文教厚生委員会、産業建設委員会
- 7月●
 - 9日 平成27年第2回定例会議案審査特別委員会
 - 17日 全国市議会議長会総会
 - 18日 議会運営委員会、全員協議会
 - 6日 石岡地方斎場組合議会臨時会
 - 7日 新治地方広域事務組合臨時会
 - 14日 議会運営委員会
 - 16日～17日 茨城県市議会議長会視察研修会
 - 22日～23日 湖北環境衛生組合議会視察研修会
 - 24日 議会だより編集特別委員会
 - 茨城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
 - 27日 文教厚生委員会
 - 31日 議会だより編集特別委員会

繰越明許費とは？



歳出予算の一部で、その性質上又は予算成立後の事由により、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算で定めることにより、翌年度に繰り越して使用することができるが認められている。この翌年度に繰り越して使用することができ経費を「繰越明許費」という。繰越明許費は、翌年度限りの繰越使用であり、その決算は、翌年度の決算と合わせて決算することとされている。繰越明許費の対象となるのは、次の2つとされている。1つ目は、その性質上、年度内にその支出が終わらない見込みのあるもの。2つ目は、予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出を終わらない見込みのあるものである。

繰越明許費は、予算の一部をなすものであるため、議会の議決を要する。

(地方議会運営事典より抜粋)

編集後記

松下村塾を開塾した吉田松陰の言葉に「夢なき者に理想なし 理想なき者に計画なし 計画なき者に実行なし 実行なき者に成功なし 故に、夢なき者に成功なし」という言葉があります。混沌とした時代だからこそ、改めて夢を持つことの大切さを実感せずにはいられません。今後も夢を抱き、議会一丸となり地域発展のため邁進してまいります。

議会だより編集委員 櫻井 繁行

ご意見をお寄せ下さい